

報告：第33回 DPI 日本会議全国集会 in 京都

～ 誰も取り残さないインクルーシブな社会へ ～

栃木頸損連絡会 齋藤 康雄

DPI 日本会議の全国集会在、6月3日(土)・4日(日)で京都市に於いて開催された。総会では、2016年度の活動報告、2017年度の活動方針、予算等について審議された。2016年度は、4月1日に障害者差別解消法が施行され、4月14日に熊本地震、7月26日には相模原障害者殺害事件と、障害者にとって大きな災害・事件等が起こった一年であった。今年度は、特に今後の国内法の制定や改正の基礎となる「障害者基本法の改正」について議論を深め、機運を盛り上げていきたいと挨拶があった。

初日は、「京都府障害者権利条例の検証と私達の期待するもの」というテーマで、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について、京都府健康福祉部障害者支援課 南孝徳氏から報告があった。京都条例は、差別事例を集め、事例による条例検討、タウンミーティング等を行い、障害者差別解消法より1年早い平成27年4月に施行された。

条例の特筆すべき点は、基本理念に障害のある女性に対する複合差別を明記し、広域専門相談員を男女2名専任体制にしたこと等である。相談の基本姿勢として、現地の状況を確認し、双方の話を聞き調整する。また相談対応で一番大切な事は、双方に納得してもらう過程が大切で、共生社会の実現や障害理解の為には、双方が納得しあえる環境づくりを行い相談対応にあたっている。相談事例は、ホームページなどを通してオープンにして、多くの方に理解してもらうスタンスでいるという報告であった。

2日目は、副議長の中西由起子氏が開会の挨拶で「誰も取り残されないインクルーシブな社会へ、私たち障害者は、取り残されないように声を上げ続けなくてはならないし、また、仲間が取り残されないように運動を行って行かなければならない。これを実現するにはどのように実行していったら良いか



を皆で考えて行きましょう」と呼び掛けられた。

第1部 特別報告「誰も取り残されないインクルーシブな社会へ～持続可能な開発目標(SDGs)～」

JICA 企画部参事役 紺屋健一氏より、持続可能な開発目標(SDGs)は、世界共通の目標であり、国連や政府だけではなくJICA、市民や障害者も加わり皆で作っていったものである。皆で活用できるものでもあり、障害者の皆さんの活動を応援するものだと思う。SDGsは、2015年9月国連持続可能な開発サミットで、193カ国全会一致で採択された。国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、より良い社会を実現するための17の目標である。SDGsには、障害者の権利も明記され、基本的な考え方は、世界人権宣言に基づいて、全ての人の人権確保、能力強化、エンパワーメント、社会参画のための生涯学習が必要であることされている。

また日本でのSDGs実施に向けた取り組みや、JICAでの取り組みなどが報告され、「誰も取り残されない」社会に向け、障害者自身が主役として議論や発信、決定していき、世界の障害者の方々が幸せになれるようにリードして頂きたいと報告されました。

第2部 いまこそ、障害者基本法を!

○「障害者基本法の改正に向けて」 DPI 日本会議副議長 尾上浩二氏から、2013年の障害者権利条約批准に向けた国内法整備の経過説明があり、2011年の改正障害者基本法は積み残し課題があり、3年後

の見直しが行われていない。また、第3次基本計画、障害者差別解消法、権利条約の政府報告書を取り組む中で問題点が見えて来た。2018年からは、第4次障害者基本計画、2019年からは、障害者差別解消法見直し、2020年あたりから政府報告審査があり、今こそ、基本法改正に向けた機運を盛り上げていくべき時期であり、基本法改正に向けた DPI 試案について、障害の定義、差別の定義、虐待、ハラスメント防止、障害女性の複合的な差別、統計・データ収集等について説明があった。

○「障害者基本法の改正に向けて」シンポジウム

では、各パネラーから改正に向けて意見が述べられた。

竹下義樹氏（日本盲人会連合会長）からは、障害者政策委員会のもどかしさを述べられた。女性障害者の複合差別の問題では、政策委員会の中でコンセンサスを頂いたが、大臣まで上がると消された事例から、政策委員会は内閣の付属機関であり国会や裁判所にもものが言えないし、さらに地方自治体にも言えない。このような制約がある中では、障害者施策を議論する場が不十分であること。さらに障害者権利条約の33条の監視機関の役割をはたすとあるが明確ではない。政策委員会は、障害者基本法に基づいた委員会なので、障害者基本計画の内容を通して権利条約に言えるが、直接に権利条約を監視するとは言えないと現状の問題点を述べられた。また、障害者基本法では、何カ所か「可能な限り」とあるが、「可能な限り」がついた瞬間に権利ではなくなる。障害のある方が「可能な限り」平等だと、言われても、皆さんは納得されますか？と会場に投げ掛けた。

障害者基本法の中で権利侵害があっても救済する道筋が無く、また、差別解消法に於かれても差別された時に救済する仕組みがなく、この部分は条例に任される。障害者差別解決への道筋を明確にする必要がある。韓国には国家人権委員会があり、司法、国会、内閣から独立し差別から調査し勧告する仕組みがある。日本でもこのような仕組みを、3年後の見直しの中で検討する必要があると述べられた。

午後の部は、地域生活、教育、障害女性、相模原

事件が問いかける優生思想、情報保障・コミュニケーションの各分科会に分かれ議論がされた。

教育の分科会は、「地域でインクルーシブ教育を実体化するために」をテーマに開催され、京都における諸団体によるインクルーシブ教育をめざす取り組みについて報告された。

京都ダウン症児を育てる親の会の佐々木さんは、32年前に団体を立ち上げ、一般社会では当然のことが、障害を理由にできないことが多く、それは違うのではないかと共に生きる社会を目指し活動を続け、相談活動を通して通常学級に通えるように支援してきたことや、現在、京都の中学校で学校の柔軟な運用を利用して支援学級の子供たちが通常学級で学ぶ取り組みを行う等、少しずつ共に学ぶ環境づくりを進めていることを報告された。

取り組みから見えてきた課題、問題点では、①親の会などの取り組みがあり、通常学級で学ぶ道は、開かれてきたが、インクルーシブ教育の考え方等が、教員や保護者にも正しく浸透していない。②インクルーシブ教育の必要性については大枠では合意はあるが、インクルーシブ教育の具体的な進め方について考え方に違いがある。③未だ、保護者の間では、特別な支援を受けられるとする特別支援学校を志向する傾向が強い。④京都のような障害者運動の積み上げの弱い地域では、共に学ぶ環境を作り上げていく為に、教育委員会や行政と話し合う時には、様々な障害者団体が一緒に活動していく必要があるということであった。

今年の DPI 全国集会で取り上げた、京都条例やSDGs、障害者基本法改正について、また各分科会も含め、内容の濃い集会であった。地元に戻ったら、SDGsの手法を、障害福祉の活動や、教育ではインクルーシブ教育の実現に向けた取り組みに、活かしていきたいと思った。